

## 質問票について

免許取得時又は更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」を提出する必要があります。

### 質問項目

次の項目について、「はい」又は「いいえ」で回答します。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかの状態に該当したことがある。
  - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
  - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

質問票には、必要事項を正しく記載してください。

質問票の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。

質問票の記載内容等を踏まえて、運転免許取消しとなった場合でも、病状が快復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。（取消しとなった日から、3年以内に限りです。）

質問票に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。

記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。

「運転適性相談窓口」が、各都道府県警察に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、御相談ください。